	意見の概要	計画案頁	修正の有無	修正前	修正後
1	<u>SDGsを男女共同参画とどう結び付けていくか</u> について、まだ見えてこないので、今後検討を進めてほしい。SDGsをバックアップする意味でESD(持続可能な開発のための教育)の推進についても国でも示されたところである。今後の大きな展望として、男女共同参画、学校教育でも結びついていけるとよい。(懇話会委員)	P.1-2	第1章 計画の基本的な考え方 意見を反映します。	第4次計画の策定から5年が経過し、この間、少子高齢 化の進展に伴う生産年齢人口の減少や社会・経済情勢の急 速な変化、令和元年房総半島台風や集中豪雨等の頻発する 大規模災害、新型コロナウイルス感染症の世界規模での感 染拡大などにより、男女共同参画を取り巻く状況は大きく	第4次計画の策定から5年が経過し、この間、少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少や社会・経済情勢の急速な変化、令和元年房総半島台風や集中豪雨等の頻発する大規模災害、新型コロナウイルス感染症の世界規模での感染拡大などにより、男女共同参画を取り巻く状況は大きく
2	<u>SDGsの関連について、もっと見えるとよいと思う。ここに焦点を当てた等の表記があってもよいと思う。(懇話会委員)</u>	P.1-2		変化しています。 今後これらの変化に対応し、誰一人取り残さない、持続可能な社会を実現するためには、男女が自らの主体的な選択に基づき、あらゆる分野における活動に平等に参画する機会が確保されること、とりわけ、意欲と能力を持った女性が社会で積極的に活躍できる環境づくりが必要であり、	変化しています。 他方、国際情勢に目を転じると、平成27年9月、国連で「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」が採択され、この中で、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すSDGs(持続可能な開発目標)が掲げられました。SDGsは17のゴールと169のターゲットから構成さ
3	SDGsについて、男女共同参画のどのあたりが関連しているのか、アウトラインをはっきりと書いてほしい。(懇話会委員)	P.1-2		女性の活躍は、地方創生に当たっても重要となります。 本県では、これまでの取組の課題を踏まえ、さらに新たな 課題や社会状況の変化に対応するため、第5次千葉県男女 共同参画計画を策定することとしました。本計画は、SD Gsの考え方を踏まえ、取組を加速していくものです。	れていますが、ゴール5の中に、「あらゆる意思決定においての女性の参画及び平等なリーダーシップの機会の確保」及び「女性及び女児に対する差別の撤廃や暴力の排除」といった内容が盛り込まれました。 こうした中、国が令和2年12月に策定した第五次男女共同参画基本計画では、SDGsの達成のためには、男女
	SDGsを冒頭に掲げている点については、国の方でも取り上げているので、重要である。SDGsがここに入ることの意味付けについて、より詳しく記載した方がよい。SDGsの前文には、人権とジェンダー平等について書かれているので、本計画にもきちんと入れた方がよい。SDGsの前文には「ジェンダー平等の実現と女性・少女のエンパワーメントは、全ての目標とターゲットにおいて、死活的に重要な貢献をするものである」と書かれている。17目標の内唯一、「目標5ジェンダー平等」は、2030年までのゴールがないので、今すぐ取り掛からないといけない目標に位置付けられている。また、ターゲット5.1から5.6まであるが、差別や暴力の撤廃、介護や家事労働、政策方針過程での男女共同参画の促進など、全ての施策はこれらに紐づけが可能である。ターゲットを入れるとそれらが自動的に紐づけられ、つながっていくので取り入れてほしい。どの世代でも男女の問題はあるものの、安心、安全についてもSDGsのターゲットを示すことで、なぜSDGsが重要になっていくのかについて明確になっていくであろう。(懇話会委員)	P.1-2			共同参画・女性活躍が分野横断的な価値として不可欠であり、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し施策に反映することが必要とされています。本県では、こうした国の計画を勘案しつつ、これまでの取組の課題を踏まえ、さらに、新たな課題や社会状況の変化に対応するため、第5次千葉県男女共同参画計画を策定することとしました。本計画は、SDGsの考え方を踏まえ、取組を加速していくものです。
	P2、L2で、「女性の活躍は地方創生に当たって重要」とあるが、女性の活躍は地方創生にだけ限ったことではない。もっと大きな観点から、SDGsを絡め、女性の活躍は労働力不足を補い、持続可能な社会づくりに役立つ等の表現としてもよい。(懇話会委員)	P.1-2		今後これらの変化に対応し、誰一人取り残さない、持続可能な社会を実現するためには、男女が自らの主体的な選択に基づき、あらゆる分野における活動に平等に参画する機会が確保されること、とりわけ、意欲と能力を持った女性が社会で積極的に活躍できる環境づくりが必要であり、女性の活躍は、地方創生に当たっても重要となります。	
	P1L4「男女が互いに」を「誰もが互いに」に変更。セクシャルマイノリティへの配慮が必要かと思いました。 P12L22 「男女が」→「誰もが」 P12L28「男女の個人としての尊厳」→「個人としての尊厳」 P13L3「男女が、固定的な」→「固定的な性別役割分業意識」 P41L15&L18 「女性及び男性のための」「女性と男性のための」 など、全体的に「男女が」を「誰もが」と変更または、削除、適宜変更が必要だと感じます。 (懇話会委員)	P.1 P.13 等	原案のままとします。 (「男女が」という表現については、男女共同参画社会基本法や国の男女共同参画基本計画を勘案し、この表記とています。)		
7	P7の「年齢階級別男女別有業率及び就業希望率の推移」ですが、 <u>「就業希望率の推移」がグラフに示されていない</u> と思うのですが、御確認いただけますでしょうか。(懇話会委員)	P.7	意見を反映します。		就業希望率の推移をグラフに追加

	意見の概要	計画	案頁	修正の有無	修正前	修正後
8	P7の年齢階級別男女別有業率に関しまして、「M字カーブ」の傾向が以前として見られるだけではなく、全体として有業者率は上昇していますが、25-29歳のピークとM字のボトムである35-39歳の差は※H24年は13%なのに対しH29年は15.8%と落ち込みが大きくなっています。それを「M字カーブの傾向が依然として見られます」と丸めてよいのかどうか疑問を感じました。(P15 L40-41も同様)※参照: https://www.pref.chiba.lg.jp/toukei/toukeidata/shuugyou/h29/documents/syuutyouO3kekkah29.pdf (懇話会委員)	P.	.7	意見を反映します。	男性の有業率は、40~44歳の94.1%をピークに、30~59歳の全年齢階級において90%を超えています。平成24年と平成29年の女性の有業率を比較すると、75歳以上を除いた全年齢階級で上昇しているものの、結婚・出産期に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」の傾向が依然として見られます。	有業率を性別・年代別に見ると、男性については、平成29年は40~44歳の94.1%をピークに、30~59歳の全年齢階級において90%を超えています。他方、女性については、平成29年と平成24年を比較すると、全体を通じて平成29年が平成24年を上回っており、特に、20歳代後半が大きく上昇してその差が広がった結果、いわゆる「M字カーブ」と言われている20歳代後半のピークとM字のボトムである30歳代後半の有業率の差は、平成24年の13.0%と比べて平成29年の方が15.8%と広がっています。※総務省 就業構造基本調査有業率=有業者数/15歳以上人口×100
9		P.		意見を反映します。 第3章 事業	一方で、女性就業者は増加しているものの非正規労働者は男性が23.8%、女性が59.7%となっており、男性に比べ女性のほうが非正規労働者となる割合が高い状況にあり、M字カーブの傾向が依然として見られるなど課題は残っています。	一方で、女性就業者は増加しているものの非正規労働者は男性が23.8%、女性が59.7%となっており、男性に比べ女性の方が非正規労働者となる割合が高い状況にあります。 女性については、平成29年と平成24年を比較すると、全体を通じて平成29年が平成24年を上回っており、特に、20歳代後半が大きく上昇してその差が広がった結果、いわゆる「M字カーブ」と言われている20歳代後半のピークとM字のボトムである30歳代後半の有業率の差は、平成24年の13.0%と比べて平成29年の方が15.8%と広がっています。
	基本的な課題1 労働の場における男女共同参画の促進	第2章	第3章			
10	② 資料3資料3、P15、L26の「女性の母性が尊重され」という表現を追加した点は評価したい。男女間の中でこの点は唯一平等ではないので、男女共同参画を進める上で最大限女性に対し考慮しなければならない点だからである。 (懇話会委員)	P.16		原案のままとします。 (修正を求める意見ではないため。)		
	1 資料3、P16、L6~7で、 <u>テレワークから地方創生につながることに違和感</u> がある。 東京一極集中回避の流れを加速させ、地方創生のチャンスになる等の書き方も考えられ る。(懇話会委員)	P.17		意見を反映します。	新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として活用が進んだテレワークは、「柔軟な働き方」としての新たな可能性をもたらす結果となり、このことは地方創生のチャンスであり、また、在宅での働き方の普及による男性の家事・	継続就業を望んでいる女性が子育て・介護等により就業を中断することなく継続できるよう一層支援するとともに、子育て・介護等により就業を中断した女性に対しても、意欲と能力を生かす再就職、起業の実現など魅力ある
	2 ここで「地方創生のチャンス」「持続可能な社会の実現や地域創生につながる」と繰り返していますが、唐突であり、本計画に必要なキーワードとは思えません。どうしても入れたいのであれば、ウエイトを下げて表現すべきと考えます。(パブコメ)				育児等への参画を促す好機と捉えることもできます。 今後も、継続就業を望んでいる女性が子育て・介護等により就業を中断することなく継続できるよう一層支援するとともに、子育て・介護等により就業を中断した女性に対しても、意欲と能力を生かす再就職、起業の実現など魅力	雇用環境の整備などの支援が何より必要です。これらの支援は、持続可能な社会の実現や地方創生にもつながっていくことが期待されます。 (中略) また、適正な労務管理の徹底や情報セキュリティリスクなどの課題があり、企業においてこれまであまり普及が進
13	3 P16、L5のテレワークの書きぶりについて、 <u>テレワーク</u> 導入のメリットについて書かれているが、6月に行われた連合本部の実態調査(インターネットを通じた約1000人の調査)の結果から、デメリットも分かってきた。通常の勤務時間より長時間勤務になる傾向があることが分かったので、 <u>メリットだけでなく、デメリット・課題についても触れた方がよい。(懇話会委員)</u>				ある雇用環境の整備などの切れ目ない支援が何より必要であり、このことが、持続可能な社会の実現や地域創生につながります。	まなかったテレワークですが、新型コロナウイルス感染症対策として急速に活用が進んだ結果、通勤に充てていた時間の有効活用や時間や場所にとらわれない「柔軟な働き方」としての側面が多くの人々に認知されました。今後、在宅での働き方が広がることを通じ、家庭においては、男性の家事、育児等への参画が一層広がるものと考えられます。

意見の概要	計画案	頁	修正の有無	修正前	修正後
 14 資料3、P16、L19「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及促進」の中で、第4次計画にはあった「育児休業・介護休業制度の普及・定着」が削除されているのはなぜか。この点は、特に推進していこうという動きがある中で、干葉県ではどのように考えているのか伺いたい。「市町村子ども家庭総合支援拠点」設置への支援についての施策も新たに追加されているが、コロナの影響で拠点に集まりにくい状況が続いている。職場に復職しようにも、誰かとつながろうとしようにも拠点がないので、現状では父親が最後に頼る存在となっている。男性の家事参画促進、女性の就業の観点からも「育児休業・介護休業制度の普及・定着」については、重点的に取り組んでいただきたい。(懇話会委員) 15 仕事を休んだ場合、その分の仕事はどうするのか等、育児休業を取りやすい環境づくりをとのようにしていくのかが重要である。(懇話会委員) 16 男性の育児休業について前回は取り上げられていたが、男性の育児休暇取得率は低い状況である。是非今回も取り入れてほしい。母親が相談するところがなく、メンタル的に不安定にあり自殺してしまう事例も発生している。(懇話会委員) 17 家事・育児・介護休暇が男性も女性も具体的に取れる人を増やす取り組みの支援を盛り込むこと。(パブコメ) 			意見を反映します。	第2章 ①ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及促進 重点 仕事・家庭生活・地域活動の調和を図るための広報・啓発を行い、多様な働き方・生き方が選択でき、豊かな生活を営めるよう働きかけを行います。 ロワーク・ライフ・バランスの普及促進 □県職場における仕事と家庭の両立が可能な職場環境の整備 第3章	第2章 ①ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及促進 重点 仕事・家庭生活・地域活動の調和を図るための広報・啓発を行い、多様な働き方・生き方が選択でき、豊かな生活を営めるよう働きかけを行います。 ロワーク・ライフ・バランスの普及促進口育児休業・介護休業制度の普及・定着口県職場における仕事と家庭の両立が可能な職場環境の整備 第3章 施策2 育児休業・介護休業制度の普及・定着 男女がともに育児や介護をしながら働き続けることができる雇用環境を整備するため、育児休業・介護休業制度等両立支援制度の普及・定着を図ります。 〇 千葉県男女共同参画推進連携会議等における周知広報 〇 男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業所の表彰 〇 働き方改革に取り組む企業の登録制度(再掲)
18 第3章事業計画、2施策の内容について、I-1-②「誰もが健康で安心して働ける環境の整備」には新規事業としてハラスメント防止が入った。これはセクハラに限っていない。I-4-②「性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり」には、セクシャルハラスメントの助止について取り上げられている。2カ所に入れていることはよかったが、資料3、P16、L32にはハラスメント防止、P63にはセクシャルハラスメントの防止としているが、どのように事業分けしていくのか、棲み分けをしていくのか、新たな事業はどのように位置付けていくのかについて質問したい。(懇話会委員)		P.62	原案のます。(パワを踏ます。(パワを踏ます。) になどを下されたが健康では、近日の法制をできます。では、「できなが、はないでは、「できなが、できなが、できなが、できなが、できなが、できなが、できなが、できなが、		

	意見の概要	計画	案頁	修正の有無	修正前	修正後
19	農林水産関係で、法人の農業が増えている一方で大多数は家族経営である。地域の中では、女性の意見が反映される取組が少ない現状がある。そこで、女性のリーダー育成が必要になると思う。また、担い手が高齢化しており、早急な人材の確保が必要である。女性は農作業に加えて、家事や育児、介護等の家庭の役割を担うことが多く、忙しくしている。農業の生産に係る勉強がしたいと思っても、なかなか外に出ていきづらい状況もある。また新規参入者や結婚等により、新たに農業に従事することになった若手女性の担い手を明確に位置付けて、体系的に学習できるよう環境を整えていく必要がある。(懇話会委員)		P.50		施策1 農林水産業における男女共同参画の推進 農林水産業経営において、女性の能力・労力に対する適正 評価や責任ある立場での経営への参画を促進するととも に、次世代の農林水産業経営を担う若手の女性後継者を育成します。 また、更なる地域農業の振興に向け、地域活動への女性参画を推進するとともに、地域や産地をけん引し活躍できるリーダーとなり得る人材を育成します。 〇農山漁村女性団体ネットワークの活動支援 〇農山漁村男女共同参画地区推進会議の運営 〇地域農業・産地力アップ女性リーダー講座の開催 〇 女手女性農業者の知識・技術力向上のための研修会の開催 〇 女性林業者の知識・技術力向上のための研修支援 〇 女性漁業者の経営参画及び地域活動促進に向けた研修会の開催 〇 女性漁業者の経営参画及び地域活動促進に向けた研修会の開催 〇 女性漁業者の資質向上を図るための活動支援 〇 女性漁業者の資質向上を図るための就農支援講座)の開催	
20	多様な働き方に対する支援の中で、民間企業向けの支援は掲載しないのでしょうか。 (例)テレワーク導入支援(千葉県雇用労働課) (市町村)		P.47	の方向⑦ 多様な働き方」は、内職等の「雇用形態」に関する取組を位置付け、「勤務形態」である民間と県職場のテレワークに係る取組については、「施策の方向① ワークラ	施策の方向① ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及促進施策1 ワーク・ライフ・バランスの普及促進県民一人ひとりの多様性を尊重した活力あふれる千葉県を目指して、ワーク・ライフ・バランスの普及促進を図ります。 働き方改革に取り組む県内企業にアドバイザーを派遣するとともに、企業向けのセミナーや県民向けのセミナーを開催します。また、テレワークの導入支援を行うことにより、働き方改革の取組を支援します。 ・ 働き方改革が取組を支援します。 ・ 働き方改革が取組を支援します。 ・ 働き方改革が取組を支援します。 ・ します。 ・ で業の対象を対象を表します。 ・ します。 ・ できるよう、テレワーク(在宅勤務やサテライトオフィス)で業	和)の普及促進施策1 ワーク・ライフ・バランスの普及促進県民一人ひとりの多様性を尊重した活力あふれる千葉県を目指して、ワーク・ライフ・バランスの普及促進を図ります。 長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の推進など、働き方改革に取り組む県内企業にアドバイザーを派遣するとともに、企業向けのセミナー等を開催するほか、テレワークの導入支援を行うことなどにより、企業の働き方改革の取組を支援します。 〇 働き方改革推進事業施策3 県職場における仕事と家庭の両立が可能な職場環境の整備
	基本的な課題2 ライフステージに応じた男女共同参画の促進	第2章	第3章			
21	家庭はともかく、 <u>「職場における男性の協力」</u> とは何でしょう?まさか子供が小さい時は早く帰らせてあげるとか、重要な役割をさせないとかということではありませんよね。(パブコメ)	AJ∠∓		意見を反映します。	女性の仕事と生活の両立には、家庭や職場等における男性の協力が不可欠であり、男性も従来の職場中心のライフスタイルを見直し、家庭生活や地域活動も含め、個人の希望に応じた多様なライフスタイルの実現を目指すことが重要です。	女性の仕事と生活の両立には、家庭等における男性の家事・育児・介護等への参画が不可欠であり、男性が従来の職場中心のライフスタイルを見直し、男女がともに家庭生活や地域活動も含め、個人の希望に応じた多様なライフスタイルの実現を目指すことが重要です。

	意見の概要	計画劉	案頁	修正の有無	修正前	修正後
22	子育て・介護への支援について、資料3、P53で保育所の整備等が書かれているが、幼児教育等に関わる教員や <u>保育の職員の人材確保が困難となっている</u> 現状がある。資格を所得しても、就職して働かない人が一定数いることがある。この点をどのように改善していくのかについて、施策などを追加できるかどうか検討していただきたい。(懇話会委員)	P.22	P.53	意見を反映します。	施策2 幼児教育に関わる職員の人材育成と資質の向上	施策2 幼児教育・保育に関わる職員の人材育成・確保と 資質の向上 〇 保育士修学資金等貸付事業 〇 保育教諭確保のための資格取得支援事業 〇 ちば保育士・保育所支援センター設置運営事業 〇 千葉県保育士処遇改善事業 〇 保育所保育士等研修事業
23	資料3、P53、「施策1地域における子育て支援の体制の整備」についてだが、私が住んでいる印西市は、今年度小規模型の認可保育園を4園募集したが、2園しか手が挙がらなかった。保育士の人材不足が問題となっている一方で、 <u>認可事業者はいるが、物件が見つからない</u> という事例があった。千葉県では各自治体レベルでもマッチングの事業がなされていない現状があるので、こういった点にも目を向けてほしい。(懇話会委員)			原案のままとします。 (御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。なお、県(子育て支援課課(認可・認定班)では、市町村の取組を支援する役割として、物件を整備するための補助金を交付しています。)		
24	地域のつながりについて、地域の高齢者や母親仲間などが集まる場が、コロナの影響で減少している。 <u>地域のつながりや連携を大切にするような取組が重要</u> であり、そこから男女共同参画や子育て支援につなげるような背景を記載するとよい。(懇話会委員)	P.22		原案のままとします。(既に取組に位置付けています。)	○子育て講座、親子講座の開催 ○男女共同参画センターにおける学習・研修の実施 ○千葉県地域推進員制度の充実 ○ボランティア活動や高齢者の地域活動への参画支援等 ○ちば県民活動PR月間(11/23~12/23)の実施 ○ホームページ、メールマガジンを活用した広報啓発 ○出前説明会等の実施 ○ボランティア活動への参加促進 ○地域づくり情報広場における情報提供 ○高齢者等の地域活動への参画支援	
25	基本目標の「II 安全・安心に暮らせる社会づくり」があるが、このまま使用すると、総合計画の中の「安全・安心な社会づくり」と重なってしまって、男女の計画としての「安全・安心に暮らせる社会づくり」の特徴が読み取りづらくなってしまう。その点を踏まえ、施策の方向や内容の中で、「男女の計画なんだ」という方向に向けていく必要がある。 資料3、P12、L28には、「個人としての尊厳が重んじられ、社会全体が多様性を尊重する環境や誰もが自らの存在に誇りを持って、安全・安心にいさいきと暮らせる社会をつくることを目標とします。」と書かれているので、男女の計画らしく「安全・安心に暮らせる社会づくり」の前に、多様性を尊重しや男女の尊厳を尊重しなどを追加してはどうか。(懇話会委員)	P.13		原案のままとします。 (骨子案については、第1回懇話会 において整理させていただいたとこ ろです。)		
26	<u>介護</u> については、高齢化により、今後問題になると思われるので、 <u>男女が共に担う</u> という 視点で、是非取り入れてほしい。(懇話会委員)	P.21		と課題」のところで記載していま	家庭生活においては、大人も子どもも誰もが家族の一員として参画し、男女がともに協力し合うことが重要です。子育て・介護についても、その負担が女性に集中することがないよう、家族の支え合いが不可欠であり、また、子育て・介護を行う人が孤立することなく、安心して子育て・介護ができるよう、地域社会全体で支えることが必要です。	

	意見の概要	計画領	案頁	修正の有無	修正前	修正後
	基本的な課題5 誰もが安心して暮らせる環境の整備	第2章	第3章			
27	地域にある課題について考えたときに、 <u>ひきこもりの方々の問題、家族形態が変化してい</u> く中での子育てや介護以外の問題、経済的困窮や自殺が増えていること等の問題があり、それらを解決するのが「誰もが安心して暮らせる環境の整備」なのではないかと考える。これらに関して追加できる施策があるのかどうか検討していただきたい。(懇話会委員)	P.31	P.64		自殺対策について ○ 自殺対策の推進 ひとり親家庭への経済・日常生活支援について ○ 児童扶養手当の支給 ○ 母子父子寡婦福祉資金の貸付 ○ ひとり親家庭等医療費の助成 ○ 母子家庭等就業・自立支援センターによる支援 ○ 母子家庭等自立支援給付金の支給 高齢者のひきこもりについて ○ 高齢者孤立化防止活動(ちばSSKプロジェクト) ○ 高齢者相談の実施 ○ 見守りネットワークの整備支援 学校教育・社会教育等における男女共同参画の啓発・推進について	
	ひきこもりについては、最近65歳以上の男性のひきこもりが問題となっている。特に2010年以降、妻を亡くした高齢男性の孤立化が問題となったが、これからは結婚をしていない生涯独身の男性の生活者としての自立がなされていないことが大きな課題になり、ひきこもりにつながることが懸念されている。この点は防災の視点でも重要であり、大きな課題となっていくだろう。学校教育における家庭科の男女共修が一層重要になり、学校教育における男女共同参画の推進が死活問題になっていくと思われる。(懇話会委員)	P.31 P.42	P.64 P.77		施策1 学校における男女共同参画や人権教育の 啓発・推進 施策2 教育相談の充実 施策3 社会教育・家庭教育における男女共同参画 についての理解促進	
	資料3、P31、L26~29に、性的指向・性自認についての説明があるが、文末が「必要があります。」とあり、書き方が弱い印象を受ける。P30、L35~36の文では、文末が「必要です。」と書かれている。L38~39でも文末は「必要です。」と断定的に書かれているので、P31、L26~29に関しても「進めていく必要がある。」等、より踏み込んだ書き方をしてほしい。(懇話会委員)	P.32	P.67		多様性を尊重する環境づくりを <mark>進めていけるようにしていく必要があります。</mark>	多様性を尊重する環境づくりを <mark>進めていく必要があります。</mark>
30	「外国人・障害者・高齢者等が安心して暮らせる環境づくり」に修正した点について、賛成である。理由としては、学校教育でもLGBTの問題は身近な課題となっており、ランドセルや靴の色等の無意識の思い込み、トイレの問題、男女の括りでの呼名、男女で並ぶことに抵抗をもつ児童もいる。当人や保護者と向き合って感じるのは、LGBTの問題の根底には、当人の性的指向・性自認がごく少数派であるということであり、社会的な生きづらさを抱えていることである。周囲の理解や多様性を尊重する社会の実現が大切であると痛感するが、対応の必要性を実感しているので、「施策7社会生活上の困難を抱えている方への理解促進」の追加を支持する。また、LGBTか性的指向・性自認かについては、性的指向・性自認の方が社会的少数派である困難さの根本を適切に表現していると感じるので、性的指向・性自認を支持する。(懇話会委員)	P.32		原案のままとします。 (修正を求める意見ではないため。)		

	意見の概要	計画	 案頁	修正の有無	修正前	修正後
31	性的指向解説→パンセクシュアルやアセクシュアルなどの性的指向もあることから、3種に限定せず、幅広い表現をされたほうが良いのでは。(市町村)	P.32		意見を反映します。	※12 性的指向・性自認性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念を言う。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛(ヘテロセクシャル)、同性に向かう同性愛(ホモセクシャル)、男女両方に向かう両性愛(バイセクシャル)を指す。性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念。「こころの性」と呼ぶこともある。	※13 性的指向・性自認(性同一性) 性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念を言う。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛(ヘテロセクシャル)、同性に向かう同性愛(ホモセクシャル)、男女両方に向かう両性愛(バイセクシャル)等を指す。性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念。「こころの性」と呼ぶこともある。
	基本的な課題7 防災・復興における男女共同参画の促進	第2章	第3章			
32	防災に関して、資料3、P73、L26で、県の避難所運営マニュアル作成・改定過程へ参画するという文の主語は何か。県が作成・改定するのに、 <u>県が参画するというのはどういう意味か</u> 、御説明をいただきたい。(懇話会委員)			意見を反映します。	施策4 避難所における男女共同参画の促進 避難所における女性等への配慮等を盛り込んだ「災害時における避難所運営の手引き」や、国の取組指針を活用し、市町村における避難所運営マニュアルの作成を働きかけます。 市町村の避難所運営マニュアルに男女共同参画の視点を取り入れられるよう、県の避難所運営マニュアル作成・改定過程へ参画するとともに、災害時に、DV・性被害防止ポスターの掲示や男女共同参画に関するチェックシートの活用などにより、市町村が男女共同参画の視点を生かした避難所運営が行えるよう支援します。	意見を反映する。 施策4 避難所における男女共同参画の促進 避難所における女性等への配慮等を盛り込んだ「災害時における避難所運営の手引き」や、国の取組指針を活用し、市町村における避難所運営マニュアルの作成を働きかけます。 市町村の避難所運営マニュアルに男女共同参画の視点を取り入れられるよう、県男女共同参画課が、県の避難所運営マニュアル作成・改定過程へ参画するとともに、災害時に、DV・性被害防止ポスターの掲示や男女共同参画に関するチェックシートの活用などにより、市町村が男女共同参画の視点を生かした避難所運営が行えるよう支援します。
33	防災の分野でもDVの相談が出ているが、 <u>DVと児童虐待をセット</u> で取り扱う方が効果が出るのではないか。(懇話会委員)		P.73	原案のままとする。 (国の計画においても、防災・復興 の取組において、DVに児童虐待を セットで取り組むとの記載はないた め。)		
34	第3章 73ページ 37行及び40行 災害時におけるDVや性被害などについて、「男性・女性それぞれを」とありますが、 <u>災害時においては圧倒的に女性が被害に遭っている例が多い</u> ので、表現を変えてください。 (パプコメ)		P.73	意見を反映します。	災害時、避難所等におけるDVや性被害などについて、 男性・女性それぞれを対象とした相談に対応します。 〇 男性相談・女性相談	災害時、避難所等におけるDVや性被害などについて、相談に対応します。 〇 女性相談・男性相談

意見の概要	計画第	案頁	修正の有無	修正前	修正後
基本的な課題8 男女共同参画の促進	第2章	第3章			
基本的な課題「8男女共同参画への意識づくり」と「9男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実」については、とても大切なところだと思う。新規の取組があるが、もっと具体的で目新しい取組が欲しい。(懇話会委員)	第2章	P.74	(既に取組に位置付けていますが、御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。)	基本的な課題「8男女共同参画への意識づくり」について 〇男女共同参画センターにおける「報誌「eパートナーちば」の発行 〇女性リーダー養成講座(女性のための起業支援講座)の開催(再掲) 〇女性リーダー養成講座(女性のための就労支援講座)の開催(再掲) 〇女性リーダー養成講座(女性のための就労支援講座)の開催(再掲) 〇女性リーダー養成講座の開催(再掲) 〇大学・企業との連携による専門講座 〇地域団体、産業団体等との連携による専門講座 〇地域団体、産業団体等との連携による専門講座 〇 市ームページ、メールマガジン等による情報発信 〇関係機関等が行う可識を等の展組に対する支援 〇 あらゆ。人やで、メールマガジン等による企画事業の実施 〇 男女共同参画関連資料等収集及び提供 〇 千葉県男女共同参画が発行 〇 男女共同参画の推進についての出前講座の実施 基本的な課題「男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実」について 〇 啓発用DVDの貸出し(再掲) 〇 人権啓発指導者養成講座の実施 〇 教科、道複教育研究協議会(全体・地区別・高等学校・推進校・担当指導主事)(再掲) 〇 学校人権教育研究指定校事業の実施(再掲) 〇 学校人権教育研究指定校事業の実施(再掲) 〇 学校人権教育研究指定校事業の実施(再掲)	
基本的な課題9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	第2章	第3章			
36 教育関係の施策について、変更や修正を求めるものはない。県民意識調査の結果(資料3、P10)について、男女の平等意識に関して学校教育の場は他の分野に比較して高い水準であると言えるが、「わからない」という回答が平均で19.2%と他の項目に比べて際立って多かった。この項目は、学生時代の想起や保護者目線からの回答が多いと思われるが、なんとなくそう感じているといった雰囲気で回答されている方の多いことも想像される。学校教育では、平等意識の高さに甘えず、研修と共に積極的な人権教育の実践が待たれるとともに、教育庁と連携した出前講座等も計画されているようなので、期待したい。(懇話会委員)	P.11		原案のままとします。 (修正を求める意見ではないた め。)		
37 SSH(スーパーサイエンスハイスクール)に関する注釈がほしい。(市町村)		P.78	意見を反映します。		(注釈を加えます。) 「将来の国際的な科学技術関係人材を育成するため、先進的な理数教育を実施する高等学校等を「スーパーサイエンスハイスクール」として指定し、学習指導要領によらないカリキュラムの開発・実践や課題研究の推進、観察・実験等を通じた体験的・問題解決的な学習等を平成14年度より支援する文部科学省の事業。」

第5次千葉県男女共同参画計画(原案)に対する主な意見及び修正点

資料1-2

	意見の概要	計画	案頁	修正の有無	修正前	修正後
	その他					
38	3 資料3、P1、L5のともに責任「も」分かち合いとなっているが、「を」ではないか。 P12、L12は責任「を」分かち合いとなっている。また、P40、L11は責任 「も」になっているので、どちらかに統一した方がよい。(懇話会委員)	①P.1 ②P.13 ③P.41		意見をもとに再検討し、男女共同参画社会基本法前文の規定に準じて修正しました。 ①「も」に統一 ②「性別に関わりなく」は同法前文に規定があるため原案のまま。	①本県では、豊かで活力のある社会を築いていくため、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指しています。 ②本計画では、同法に準じ基づき、これらを基本理念とし、豊かで活力ある千葉県を維持していくために、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに喜びと責任を分かち	①本県では、豊かで活力のある社会を築いていくため、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指しています。 ②本計画では、同法に準じ基づき、これらを基本理念とし、豊かで活力ある千葉県を維持していくために、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに喜びも責任も分かち
39	資料3、P1、L5「性別にかかわりなく」が今回の計画で新たに追加されたようだが、「男女が互いに」という表現が前にあるので、削除してもよいのではないか。また、その文言の後の「その」はいらないと思う。P40、L11も同じ内容だが、こちらの方が分かりやすくてよい。(懇話会委員)	P.1 P.41			合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、一人ひとりが活躍できる社会の実現、すなわち、男女がともに認め合い、支え合い、元気な千葉の実現を目指すことを目標とします。	合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、一人ひとりが活躍できる社会の実現、すなわち、男女がともに認め合い、支え合い、元気な千葉の実現を目指すことを目標とします。
40	本計画の基本的な考え方のキーワードとして、「誰一人取り残さない」、「持続可能な社会の実現」、「あらゆる分野における平等に参画する機会の確保」、「持続可能な考え方を踏まえた取組を加速していく」が特徴として挙げられる。最後の部分で、加速していくためには、スローガンだけではなく、全ての事業がどのように動いていくかにかかっている。事業評価については、全ての事業を評価することが第2次計画から始まった。現在は、懇話会の中で、計画評価専門部会が設立されて、評価を行っている。その中で、更なる工夫や改善が必要であり見直しが必要な事業もあるため、既存の事業でどのように見直したかについても参考にしてほしい。(懇話会委員)			原案のままとします。 (修正を求める意見ではないため。)		